

令和4年度 佐賀県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 受講者募集要項

(ズームミーティングによるオンライン研修)

＜要参照／募集要項等掲載ホームページ（ブログ）<https://blog.canpan.info/fukuichi/>>

1 目的

本研修は、障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

- ①本研修は、佐賀県から指定を受け、佐賀県地域生活支援ネットワークが実施します。
- ②今年度は基礎・更新・実践研修を月毎に実施する予定です。
- ③実践研修は基礎研修受講後2年以上の実務経験が必要です。
※平成30年度までのサビ管等研修を受講し、令和元年度以降の相談初任者研修講義部分を受講し要件を満たした方は、「実践研修」を受けることが必要となりました。
- ④更新研修は、令和5年度までは、2日目は省略し1日研修で実施する予定です。
- ⑤今年度の更新研修は、原則として平成24～30修了者を対象に実施します。（優先実施）
- ⑥佐賀県では、佐賀県社会福祉士会でもサビ児管研修、相談支援従事者初任者研修が実施されています。
- ⑦相談支援従事者初任者研修講義部分（サビ児管基礎研修の要件研修）は随時受付します。

2 受講対象者

「サービス管理責任者研修事業の実施について（平成31年3月29日障発0329第19号一部改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」中、基礎研修、更新研修、**実践研修**の「研修対象者」参照

＜注意①＞更新研修の受講にあたっては、一定の実務経験の要件（①過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している）が設定されています。令和5年度までの**経過措置期間中の受講**については、上記実務経験は不問ですが、以後5年度毎の2回目以降の受講にあたっては上記の実務経験を満たす必要があります。

＜注意②＞今年度の更新研修は、平成24～30年度にサビ管（どの分野でも可）・児発管研修を修了している方を優先して実施しますが、平成23年度以前の修了者も対象外ではありませんので、ご事情に合わせて受講申し込みをしてください。（佐賀県統一ルールです。）

- ・令和1、2年度の更新研修 → 平成18～23修了者優先
- ・令和3、4、5年度の更新研修 → 平成24～30修了者優先（予定）

3 研修日程・研修場所および研修内容

研修日程 「5研修日程・申込期間」参照

研修場所 ズームミーティングを利用したオンライン

「**オンライン研修ルール<4頁。別紙>**」を参照して準備をお願いします。

ズーム入室方法は、受講決定後に改めて受講生にメールで直接お知らせします。

4 受講申込方法等

(1) 申込

受講を希望する者は、下記エクセルファイルを**メールで送信**してください。（郵送不要です。）

- ・R4 サビ児管研修 受講申込書 NP0 佐賀地域ネット（エクセルファイル）
sagachiikinet2015@yahoo.co.jp （左記アドレスに**エクセルのまま**メール送信）

※申込は一事業所1名のみです（同一法人・県内2名以内）。

※複数申込は一人一台パソコン、執務室以外の会議室やテレワーク等での参加が可能な時のみ。

(2) 整理番号のお知らせ

受講申し込みのメールをいただいた後、返信で「整理番号」をお届けします。

- (3) 受講者の決定 選考基準（下記6）等を勘案し、**募集期間最終日の翌々日の9時**に研修を案内しているブログに受講決定となった方の整理番号を公表します。

※選考方法についての問い合わせについては応じかねますのでご了承ください。

- (4) 受講決定は、「(3) 受講決定」後1週間以内に**PDFによりメール**で個別に行います。

- (5) 問い合わせ先 問い合わせは原則メールでお願いします。**電話は、やむを得ない場合のみです。**

○佐賀県地域生活支援ネットワーク研修事務局 担当：福市・古賀

mail: sagachiikinet2015@yahoo.co.jp

※緊急時等電話連絡先（やむを得ない場合） 0952-97-5567

＜注1＞問い合わせは原則メールで行ってください。翌日までに返信してお答えします。

＜注2＞研修制度（実務経験の内容等、実務経験証明書の様式、研修の対象者等）については、案内しているブログの「要件」の中で説明しています。研修制度の確認は、実務経験の捉え方等が県によって違う場合がありますので、原則としてお住いの県の障害福祉課に対して行ってください。サビ児管の配置については、行政監査の対象ともなりますので研修制度については十分な理解をお願いします。

5 研修日程・申込（募集）期間

演習日程 ※基礎・実践研修は事前視聴あり	動作確認※	申込（募集）期間 ※	受講者決定
基礎研修 6月14日又は16日（予備日21日）	5月31日	5月1日～9日 済	5月11日
実践研修 7月12日又は14日（予備日19日）	6月28日	6月1日～7日 済	6月9日
更新研修 8月23日又は25日（予備日30日）	7月26日	7月1日～7日	7月9日
基礎研修 10月11日又は20日（予備日25日）	9月27日	9月1日～7日	9月9日
実践研修 11月15日又は17日（予備日22日）	10月27日	10月1日～7日	10月9日
更新研修 12月13日又は15日（予備日20日）	11月29日	11月1日～7日	11月9日
基礎研修 1月17日又は19日（予備日24日）	12月22日	12月1日～7日	12月9日
更新研修 2月14日又は16日（予備日21日）	1月26日	1月4日～10日	1月12日
実践研修 3月23日又は28日（予備日30日）	2月28日	2月1日～7日	2月9日
相談支援従事者初任者研修講義部分（録画視聴） ・告示上の基礎研修のひとつ。 ※基礎研修＋この研修＝基礎研修修了者 ・毎週水曜日 受講決定・証書交付		随時	

※演習日程の変更部分は**赤字**で表示しています。

※定員に満たない場合は、申込期間を超えて受付いたします。

※動作確認時間 9時30分、11時、14時、15時、16時、19時の一日6回です。

（4頁オンライン研修受講ルール＜別紙＞参照）。

※受講決定者の整理番号は研修を案内しているブログ上で公表しますので確認をお願いします。

決定できなかった受講申込者には、メールでのお知らせはしませんのでご了承ください。

※受講決定する整理番号を公表した後1週間以内に受講決定通知（兼受講料請求書）をメールでお届けします。

6 受講者の選考基準

選考は下記優先順位等を勘案して行います。

申込は一事業所1名のみです（同一法人2名以内）。※複数申込は一人一台パソコン、執務室以外の会議室やテレワーク等で別室での参加が可能な時のみ可能。

実践研修は、経過措置により既にサビ児管として配属されている者を優先します。

- (優先順位) ① 佐賀県内の事業所等に所属している者
 ② 来年度までに佐賀県内の事業所等で勤務しようとする者
 ③ 上記①及び②以外の者（他都道府県の事業所等に所属する者）
 ④ その他（緊急性、実務経験・資格、申込回数、連携実績、危機管理意識等考慮）

7 受講料

○基礎研修 19,000円 ○実践研修 22,000円
 ○更新研修 14,000円 ○相談支援従事者初任者研修講義部分 12,000円

[振込先] ◆金融機関 佐賀銀行 県庁支店 ◆口座番号 普通預金 1513701
 ◆名義 特定非営利活動法人 佐賀県地域生活支援ネットワーク
 「トクヒ）サガケンチイキセイカツシエンネット」

※受講料は、「受講決定通知書」到着後 [振込先] にお振り込みください。
 振り込みの際、「受講決定通知書」に記載の受講番号を、振り込み人名の前に必ず入力してください。
 (例) ・個人でお振り込みの場合・・・
 受講番号 1 番 佐賀太郎 → 1 サカ タロウ と入力してください。
 ・事業所で複数名分お振り込みの場合・・・
 事業所名 ○○事業所 受講番号 5 番 佐賀二郎・受講番号 149 番 佐賀花子
 → 5・149 マルマルシ キ ヨウショ と入力してください。
 ※研修資料は、入金を確認して送付しますので、早めの入金をお願いします。

8 修了証

全日程を修了した者には、修了証を研修終了後に授与します。
 ※30分以上の遅刻、早退、欠席された場合、修了証を授与することはできません。
 ※講義メモ・アンケート、証書送付先貼付用紙の提出を受けて証書を投函します。

9 サービス管理責任者等の要件

- ①実務経験等の具体的な内容については、下記の告示をインターネットで確認してください。
 ・「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」
 ・「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」
 ②要件については、平成30年度の指導者研修で示された「サービス管理責任者等研修事業の改定について」を参照して制度（要件）の改定状況を確認してください。
 ※いずれも、上記の「 」内のキーワードを入力すればインターネットで検索できます。

10 サービス管理責任者等の配置が必要なサービス

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）
療養介護	●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤
生活介護	
自立訓練（機能訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援（A型・B型）	
就労定着支援	
自立訓練（生活訓練）	●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤要件なし
共同生活援助 自立生活援助	
障害児通所・入所支援（児童発達支援（福祉型・医療型）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）（障害児入所施設（福祉型・医療型））	1人以上 ※1人以上は専任かつ常勤

別紙

オンライン研修受講ルール (基礎研修・実践研修・更新研修)

- 1 研修当日はパソコンと無線ランルーターをケーブル(5e)で接続して参加(必須)。
※テレワークで自宅・ホテル等からの参加を推奨します。
※勤務場所での参加は、会議室などの静寂な環境での参加が可能な時のみ可能とします。
※複数同日参加の場合は一人一台パソコン、執務室以外の会議室やテレワーク等、別々の環境での参加を必須とします。
- 2 1の方法によらず、無線ランのままでの研修参加は研修の進行に支障が生じますので一切認めません。(動作確認時は無線ランのままでも構いません。)
- 3 パソコンに「ミーティング用 Zoom クライアント」をダウンロードすること。
グーグルクロム(ブラウザ)を利用してください。
<https://zoom-support.nissho-ele.co.jp/hc/ja/articles/360022036391-%E3%82%A2%E3%83%97%E3%83%AA%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%96%B9%E6%B3%95-PC%E7%89%88-%E6%B3%95-PC%E7%89%88->
- 4 **ズームの使い方**(ユーチューブ)を視聴し可能な限り自分のアカウントを確保(サインアップして氏名、メールアドレスを登録)してください。ビデオ停止時の写真の登録もマイプロフィール画面でできます。※任意
<https://www.youtube.com/watch?v=zXX-hxUZJUK>
- 5 研修参加方法
 - (1) 基礎研修、実践研修
 - ・ 1日目は講義等を事前視聴(URLとパスコードは動作確認時等に提供)
 - ・ 2日目はズームで演習実施 ※演習はビデオ、マイクともにオンで参加
 - (2) 更新研修 ビデオはオン、マイクはオフで講義を視聴(ズーム画面の共有)
ビデオ、マイクともにオンで演習実施
- 6 IDとパスワードは受講決定時にお知らせします。
- 7 動作確認は「動作確認日」の9時30分、11時、14時、15時、16時、19時の一日6回実施するのでいずれかに必ず入室して説明を受け、本人確認(運転免許証等提示)を行ってください。

※予備としてスマートフォンやタブレットに「ズームクラウドミーティング」をダウンロードし、上記ID、パスワードを入力してWi-Fiに接続して入室する方法も練習しておいてください。
※ズームは40分以内であれば、無料でズームミーティングを利用することができます。あらかじめ部屋を別にして練習しておいてください。同じ部屋どおしのミーティングはハウリング現象が発生しますが、イヤホンを利用すればハウリングがなくなります。